

国立国会図書館のデジタルシフト 「ビジョン2021-2025」

国立国会図書館

田中 久徳

本日の内容

- 国立国会図書館の「ビジョン」について
- 新ビジョンの特徴と背景
- 新ビジョンの概要
- その他

「国立国会図書館はその **使命・役割** を果たすため新たなビジョンを策定しました。」

★3分でわかる国立国会図書館の「使命・役割」

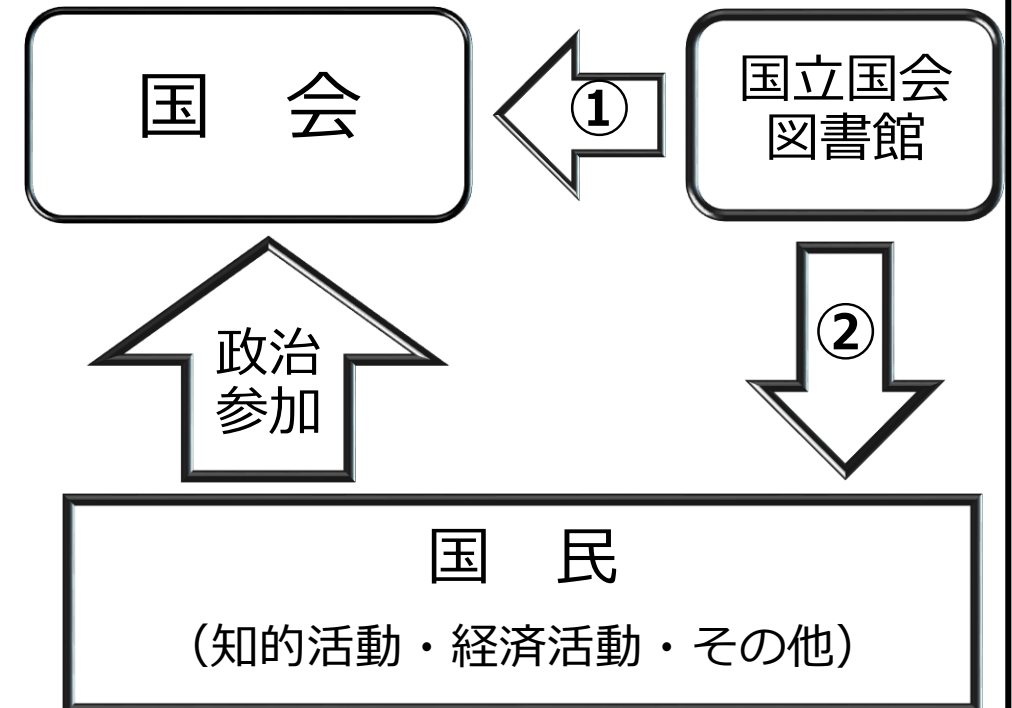
- ① 国立国会図書館は、1948年に設置された立法府（国会）の機関
- ② 「議会（国会）の図書館」 + 「（唯一の）国立図書館」
- ③ 米国使節団の勧告に基づく（「旧帝国図書館」の統合）
- ④ 意図：本来の「国立図書館（機能）」がなければ、議会（民主政治）を支える「国会図書館」も成り立ち得ない。
- ⑤ 「納本制度」 + 「書誌基盤（全国書誌）」 + 「恒久的保存」

国立国会図書館についての前置き②

国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを**使命**として、ここに設立される。
(国立国会図書館法前文)

「日本の民主化」に寄与する「使命」

- ① 国民代表である国会の活動の補佐
- ② 国民の資料・情報へのアクセス



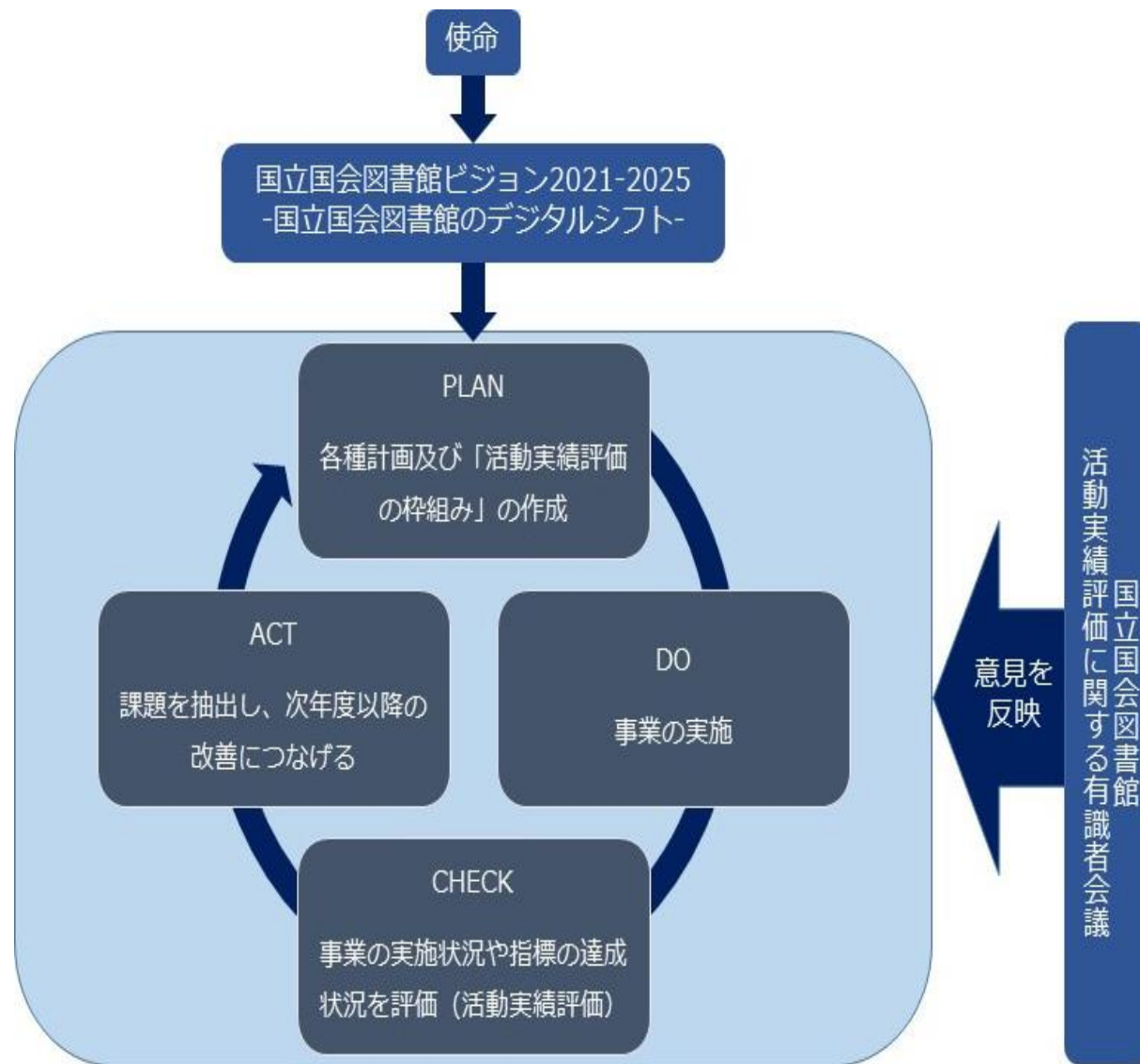
- 国立国会図書館の業務・サービス運営上の指針
(特に法令等に根拠づけられたものではない)
- 概ね 5年間程度の中期的目標として策定
- 国民（利用者）の皆様に周知 + 職員の業務遂行上の指針
- 個別事の業務計画に紐づく形で具体化
(例) 「資料デジタル化基本計画」, 「利用者サービス基本計画」,
「書誌データ作成・提供計画」, 「障害者サービス実施計画」 など
- 個別の業務計画に基づき、各年度の事業を実施する
- 「活動実績評価制度」との連動 (PDCAサイクル)

「活動実績評価制度」との連動

＜国立国会図書館の活動実績評価制度＞

- 「ビジョン」で掲げた重点目標の達成状況を毎年度評価、公表する仕組み
- 2004年度の「ビジョン2004」の公表とセットで開始
- 図書館サービスの水準を明確にするため、数値基準（サービス目標）を設定し、達成度を評価公表
- 2009年度からは、評価の客観性を高めるため、外部有識者による会議を開催し、評価意見の概要を公表

<https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/evaluation/index.html>



<コロナ禍を契機とする「デジタル・リモートアクセス強化」の要望>

① コロナ禍での図書館の休館

- 国立国会図書館3か月休館（2020年3～6月）
- 大学・公共図書館の休館（公共図書館96%、大学図書館81%）

② デジタル資料へのアクセスの拡大を求める要望（2020年5月）

- 「図書館休館対策プロジェクト」

<https://closedlibrarycovid.wixsite.com/website>

- 日本歴史学協会ほか28学術団体の公開要望書

<http://www.nichirekikyo.com/statement/statement20200523.html>

- 一般社団法人日本出版者協議会「要望書」

<https://www.shuppankyo.or.jp/post/oshirase20200601>

デジタル対応の強化を求める動き

○ 内閣府知的財産推進戦略本部 「知的財産推進計画2020」 (2020年5月27日)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>

「絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。」
(p68)

○ 自民党政務調査会知的財産戦略調査会提言 (2020年9月1日)

「国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言」

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200591_1.pdf

「デジタル化されていない2000年以前に刊行された図書等165万点について5カ年以内に電子化する。データにはOCR処理を行いコンピュータ文字として認識できる状態で保存」 (5か年で総額207億円)

○ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会 図書館関係の権利制限規定の在り方に関するWT (2020年11月)

「図書館関係の権利制限規定の見直し (デジタル・ネットワーク対応) に関する報告書」

○ 著作権法改正法案閣議決定 (2021年3月5日)

第五期科学技術情報整備基本計画との連動

- 「科学技術情報整備審議会」は、国立国会図書館の科学技術情報の整備計画について調査審議する、館長の諮問機関（会長：西尾章治郎大阪大学総長）
- 1998年度以降、審議会の提言に基づき、「科学技術情報整備基本計画」を策定しており、2021～2025年度の「第五期基本計画」は、新ビジョンと連動

「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画策定に向けての提言
—「人と機械が読む時代」の知識基盤の確立に向けて—」（2021年1月）

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11631622>

（主な内容）

- ① 「人」と「機械」という二種類の「読者」（利活用のチャンネル）を想定し、オープンで広く信頼され、レジリエンスを備えた国の知識基盤の整備を提言
- ② 「利活用促進」領域の取組では、全文テキスト化等を視野に入れたデジタル化の戦略的推進、著作権処理の加速化、アクセスの容易化等
- ③ 「恒久的保存」領域での取組では、原資料のデジタルデータ収集、存続困難なデジタルアーカイブ、研究データ等の承継等

教育、地方創生、少子高齢化…我が国の課題解決
SDGsの達成

デジタルトランスフォーメーション
による社会変革の後押し

利活用促進

人

オンラインアクセス強化

- ・図書館送信サービスの制度改善
- ・教育シーンでの利活用モデル構築
- ・情報アクセス環境改善 等

↑ 物理的・地理的・時間的な制約の克服

国立国会図書館の取組

- ✓資料デジタル化・全文テキスト化の推進
- ✓収集したデータの組織化、オープン化
- ✓図書館資料へのアクセス容易化
- ✓ジャパンサーチ等情報アクセス環境改善
- ✓体制整備に加え外部の知見・技術の取込

オープンで信頼され、レジリエンスを備えた知識基盤

- ✓有償等オンライン資料収集への早急な対応を始めとする資料収集の継続・強化
- ✓未収資料デジタルデータ、メタデータ収集
- ✓存続が困難となったデータベースや分野横断的な研究データ等の承継・保存
- ✓長期アクセスを保証する持続可能なアーカイブ基盤の整備

機械

AI等を通じた利活用の促進

- ・データセット・APIによる提供
- ・他領域データとの相互連携
- ・典拠情報の戦略的拡張・整備等

↑ データ駆動型研究への貢献

NII・JST等

連携・分担

国全体としてのアクセス向上

- ・他の基盤でカバーできない分野のデータ等の承継・保存
- ・民間ウェブサイトの収集検討 等

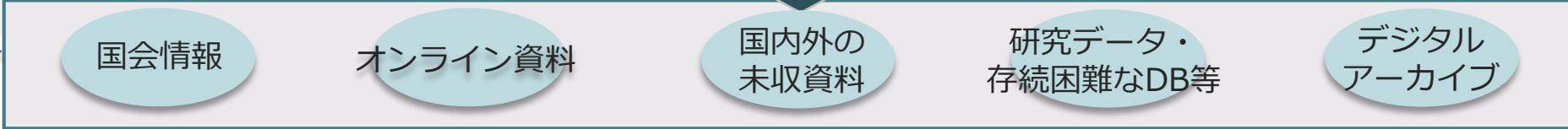
連携・支援

類縁機関

持続可能な情報基盤の整備

- ・メタデータを含めたデータ収集
- ・デジタル化、メタデータ整備、長期アクセス保証の支援 等

研究・社会のデジタルシフト
・・・
新型コロナウイルス感染症拡大
データ駆動型研究の進展
サイエンスの推進



恒久的保存

日本/日本語に係る多様な知的文化資源

今回のビジョンの特徴

- 今回のビジョン（ビジョン2021-2025）は、5回目のもので

2004年「国立国会図書館ビジョン2004」

2007年「国立国会図書館60周年を迎えるにあたって」（長尾ビジョン）

2012年「私たちの使命・目標2012-2016」

2017年「国立国会図書館中期ビジョン ユニバーサル・アクセス2020」

- これまでのビジョンと違う点として、基本的役割に加えて、特に注力する**7つの重点事業**を括りだし、**2本立ての構成**とした。

「デジタルシフト」
7つの重点施策

+

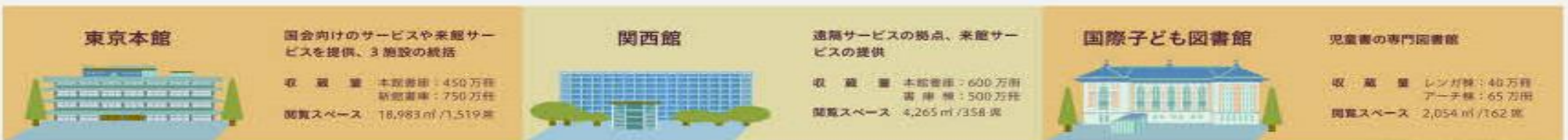
「基本的役割」
4つの領域（事業の全体像）

- 重点的施策から、全体機能の強化へ
「デジタル」対応の加速化 → 「基本的機能の拡充」

ビジョン 2021-2025

国立国会図書館の基本的役割

国立国会図書館は、国立国会図書館法前文に掲げられた使命を果たすため、納本制度に基づく資料・情報の収集を核として、国会、行政・司法各部門、国民に対するサービスを実施しています。「デジタルシフト」を推進するための7つの重点事業に取り組むとともに、これらの基本的役割を遂行します。



※数値は2019年度統計による

国立国会図書館の基本的役割

国立国会図書館は、**国立国会図書館法前文に掲げられた使命**を果たすため、**納本制度に基づく資料・情報の収集**を核として、**国会、行政・司法各部門、国民に対するサービス**を実施しています。「デジタルシフト」を推進するための7つの重点事業に取り組むとともに、以下の基本的役割を遂行します。

国会活動の補佐

- 国会議員に対する調査サービスの高度化
- 外部機関との連携の強化等による調査サービスの充実
- 国会発生情報へのアクセス整備

情報資源の利用提供

- 来館しないで利用できるサービス
- 来館利用サービス
- 行政・司法各部門の職員へのサービス
- 視覚障害者等へのサービス
- 子どもの読書活動支援サービス

資料・情報の収集・整理・保存

- 資料の収集
- 書誌データの作成・提供
- 資料の保存

各種機関との連携協力

- 国内の図書館等の支援・協力
- 海外の図書館・関係機関等との協力
- 情報資源への総合的なアクセスの提供

ビジョン 2021-2025

国立国会図書館のデジタルシフト

—情報資源と知的活動をつなぐ7つの重点事業—

ユニバーサルアクセスの実現



情報技術によって私たちの社会活動やコミュニケーションのあり方が変容し、さらに新型コロナウイルスが大きな影響を及ぼす中で、社会のデジタルシフトが加速しようとしています。この状況を踏まえ、国立国会図書館は、情報資源と様々な知的活動を的確につなげていくために、今後5年間で「国立国会図書館のデジタルシフト」推進期間と位置付け、7つの事業に特に重点的に取り組みます。これらの重点事業は、将来にわたる全ての利用者に多様な情報資源を提供するユニバーサルアクセスを実現する事業と、そのための恒久的なインフラとなる国のデジタル情報基盤の拡充を図る事業から構成されます。

国のデジタル情報基盤の拡充



デジタルシフト「7つの重点事業」

(社会のデジタルシフトが加速)

- 情報技術による社会活動やコミュニケーションの変容
- 新型コロナウイルスの影響

(国立国会図書館のデジタルシフト)

- 情報資源と様々な知的活動を的確につなげる
- 今後5年間（2021～2025年度）を推進期間と位置付ける

(事業1～4：ユニバーサルアクセスを実現する事業)

- 将来にわたる全ての利用者に多様な情報資源を提供

(事業5～7：国のデジタル情報基盤の拡充を図る事業)

- 情報資源提供のための恒久的なインフラ整備

5 資料デジタル化の加速 (デジタルで全ての本が読める未来へ)

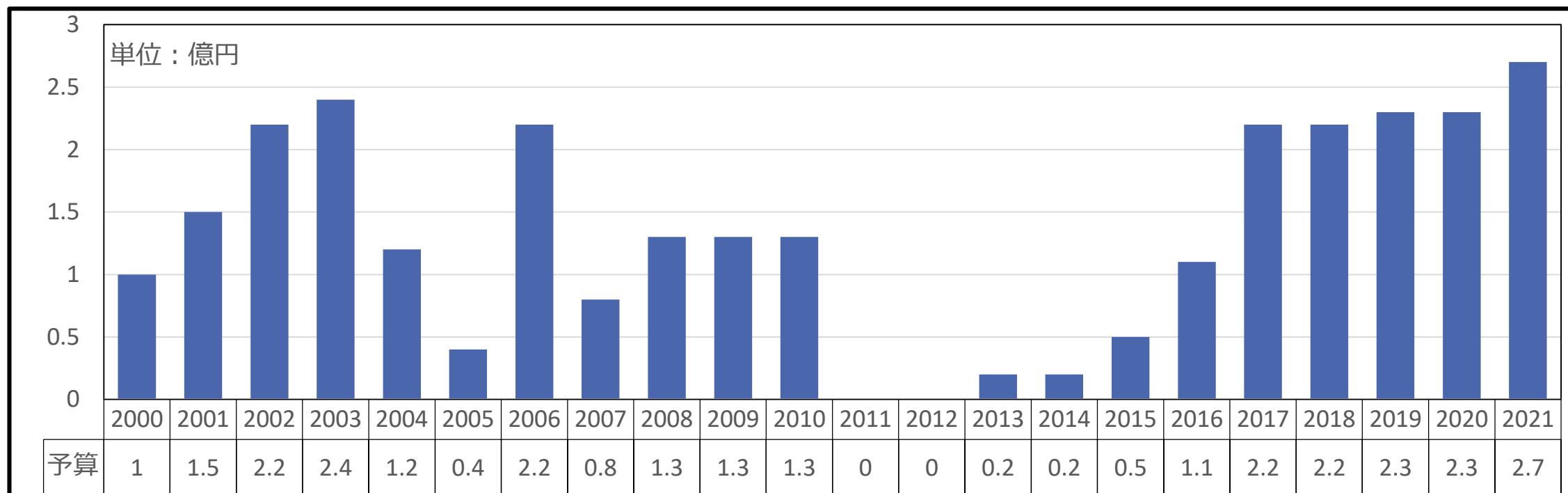
デジタルで全ての国内出版物が読める未来を目指し、この5年間で100万冊以上の所蔵資料をデジタル化します。テキスト化も行い、検索や機械学習に活かせる基盤データとします。

- 資料デジタル化の達成目標として、数値を明記
- 全文検索・データ利活用等のためのテキスト化の実施を明記
- 「資料デジタル化基本計画2021-2025」を策定 (2021年3月)

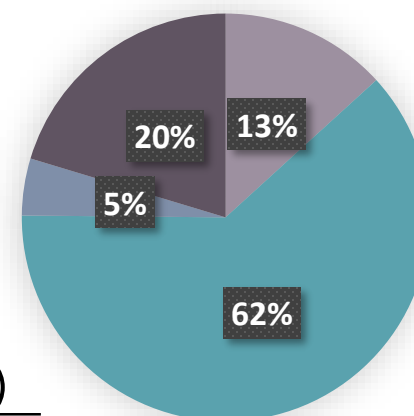
資料のデジタル化事業の経緯

2000年	<ul style="list-style-type: none">資料デジタル化を開始。著作権処理を行いインターネットで公開（2～4万冊／年）
2009年	<ul style="list-style-type: none">著作権法改正（第31条第2項新設） →国立国会図書館で保存目的のデジタル化（納本直後からのデジタル化）が可能に
2009～ 2011年	<ul style="list-style-type: none">大規模デジタル化事業実施（平成21年度、22年度補正予算） 図書66万点、雑誌22万点、古典籍7万点、博士論文14万点、官報、支部図書館資料等のデジタル化実施。著作権調査もあわせて実施。
2012年	<ul style="list-style-type: none">著作権法改正（第31条第3項新設） →図書館等への絶版等入手困難な資料の送信が可能に
2014年	<ul style="list-style-type: none">図書館向けデジタル化資料送信サービス（図書館送信）開始
2015年	<ul style="list-style-type: none">災害関係資料のデジタル化（平成26年度補正予算） 震災・災害関係の図書約6万点、雑誌約2万点のデジタル化実施
2018年	<ul style="list-style-type: none">著作権法改正（第31条3項改正、2019年1月施行） →外国の図書館等へも絶版等入手困難な資料の送信が可能に
2019年	<ul style="list-style-type: none">外国の図書館等にも図書館向けデジタル化資料送信サービスを拡大デジタル化内製の実験プロジェクト開始
2021年	<ul style="list-style-type: none">国内刊行図書のデジタル化（令和2年度補正予算）、資料デジタル化推進室の設置「資料デジタル化基本計画2021-2025」の策定（国内刊行図書の範囲拡大や新聞の追加等）著作権法改正の国会審議（特に第31条第3項：絶版等資料の個人（家庭）への送信）

資料のデジタル化事業の予算の推移



- 大規模デジタル化事業：
2009年度補正予算127億円、2010年度補正予算10億円
- 災害対応力強化のためのデジタルアーカイブ整備：
2014年度補正予算10億円
- 情報アクセス機会拡大のためのデジタル化推進：
2020年度補正予算60億円（うちデジタル化経費45億円）



予算の割合

- 通常予算合計
- 大規模デジタル化
- 2014年度補正予算
- 2020年度補正予算

デジタル化事業の概要

資料	これまでの取組	今後の取組予定	公開	送信対象	館内限定	合計
図書	明治期以降、1968年までに受け入れた図書 震災・災害関係資料の一部（1968年以降に受け入れたものを含む。）	2000年までに刊行・受入したもの（対象：約160万冊）	35万点	55万点	7万点	97万点
雑誌	明治期以降に刊行された雑誌（刊行後5年以上経過したもの）	刊行後5年以上経過した雑誌→学協会等からデジタル化要望があるものを優先する。	1万点	81万点	51万点	134万点
博士論文	1990～2000年度に送付を受けた論文	1989年度以前に送付を受けたもの。	1万点	12万点	1万点	15万点
新聞	（未実施）	日本新聞協会と合意したもの等。ただし、商用データベース等は対象外。	-	-	-	-
その他	古典籍、地図、官報、録音・映像資料、憲政資料、日本占領関係資料等	（継続）	17万点	4万点	9万点	29万点
	※右は2021年2月時点の提供点数		55万点	152万点	69万点	275万点

テキスト化の推進

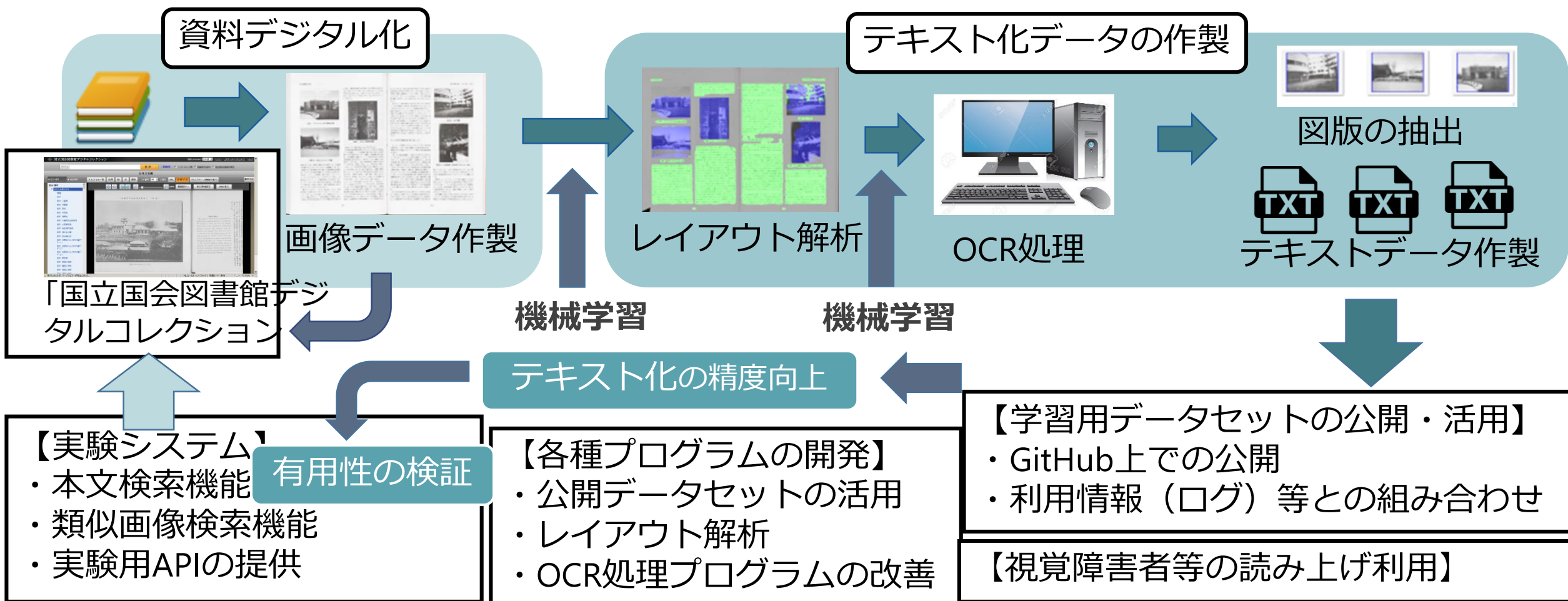
- 平成31年1月施行の改正著作権法（第47条の5）により、画像データからのテキストデータ作成と所在検索サービスが実施可能となる。
- 令和3年1月から、デジタルコレクションのデジタル化資料の一部について、全文検索サービスを開始。
- 令和2年度補正予算により、デジタル化済資料約237万点（古典籍資料等を除く）の全文検索用データを作成。令和4年度のデジタルアーカイブシステム更新後に提供開始予定。



OCRテキスト化実験

目的

- ① デジタル化資料の利活用促進 → 資料の本文や図版を検索できるようにする。
- ② データセットの提供 → 大量の学習用データとしてデータセットを公開する。
- ③ 視覚障害者等用データへの活用 → 利用可能なテキストデータを増大させる。



6 デジタル資料の収集と長期保存

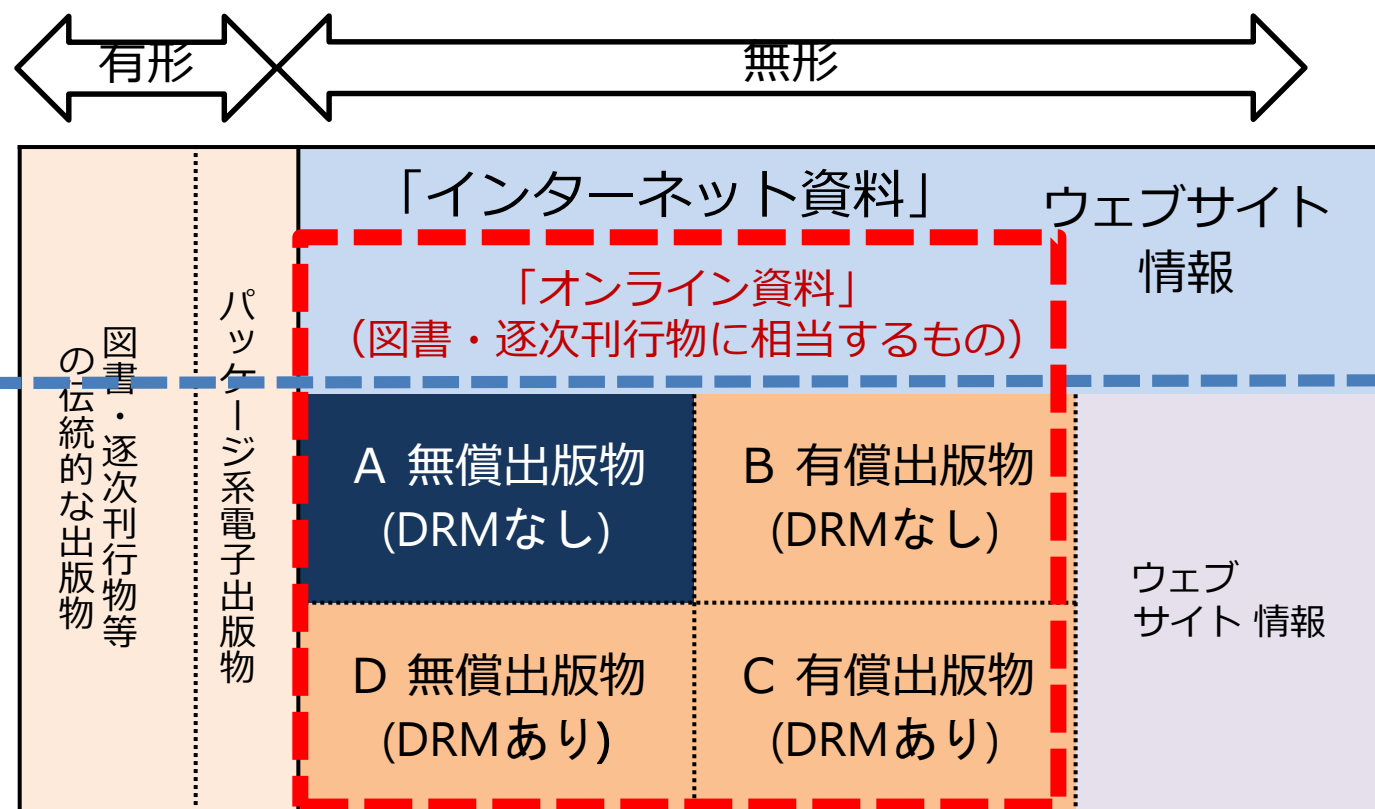
(デジタルで生まれた新しいかたちの資料を残す)

有償の電子書籍・電子雑誌の制度収集を開始し、著作者や出版者の協力を得て、安定的収集を実現します。また、他機関のデジタル資料の収集・移管、再生困難なデジタル資料の形式変換等、多面的な取組によってデジタル資料の長期保存を目指します。

- 出版者の理解を得て、有償等オンライン資料の制度収集の実現を目指す
- 「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画2021-2025」を策定
- 「ひなぎく」等で、閉鎖アーカイブの継承等を検討

オンライン資料の制度収集

- 平成25年7月から、民間の電子書籍・電子雑誌（下図A：無償かつDRMなし）の制度収集を開始（国立国会図書館法第25条の4、著作権法第43条に基づく収集）
- 主な対象資料：私立大学紀要・要覧、民間企業の技報・広報誌等



- 有償等出版物（B～D）については、平成23年度以来、実証実験の実施等を含め検討を重ねてきたが、本年3月25日、納本制度審議会答申「オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」が提出された。
- 今後、実現に向けた検討、関係者との協議等を進めていく。

制度収集の対象範囲の変遷

出版物の種類		有体物			無体物						
		印刷出版物		パッケージ系	電子出版物						
図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、レコードその他の印刷物	映画フィルム	ネットワーク系						放送番組等			
		インターネット資料			国・自治体等発行	民間発行					
		オンライン資料				ウェブサイト情報					
		有償・無償/DRM有無									
		無/無	有/無	無/有	有/有						
収集対象出版物の範囲	昭和23年2月9日 (昭23法5)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成12年10月1日 (平12法37)	○	納入免除	○	—	—	—	—	—	—	—
	平成22年4月1日 (平21法73)	○		○	—	—	—	—	—	—	—
	平成25年7月1日 (平24法32)	○		○	○	納入免除		—	—		
国立国会図書館法上の根拠	国等：24条 自治体等：24条の2 民間：25条			25条の3	25条の4						
収集方法	出版物発行者による当館への納入 (納本制度)			当館の自動収集、当館への送信・送付		発行者の申出に基づく当館の自動収集、当館への送信・送付					

昭和24年7月1日(昭24法194)で納入免除。それ以前も実績なし。

(1) パッケージ系電子出版物のマイグレーションの試行

- USBメモリ、CD/DVD-RW、FD、MO、MD等のマイグレーションを実施
- マイグレーションデータは、長期保存用光ディスク（DVD-R/BD-R）に保存

(2) 「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画2021－2025」の策定

国内で、同じ課題を抱える機関との情報共有の場が必要

【課題】

■ マイグレーション後データの利用保証（エミュレーション技術調査）

令和3年度から、館内提供を開始するが、提供可能な資料は一部にとどまる。エミュレーション技術により利用可能とするための調査が必要。

■ デジタル化資料のデータの保存方法の見直し

デジタル化資料の保存用データを光ディスク約19万枚に保管。媒体劣化の可能性があり、LTOやクラウド等への移行も含め保存環境の整備が必要。

7 デジタルアーカイブの推進と利活用 (多様な文化資源をつなぎ、活かす。)

図書館の領域を超えて幅広い分野のデジタルアーカイブを連携させる「ジャパンサーチ」を通じて、多様な情報・データがオープン化され、活用が促進される環境づくりを支えます。

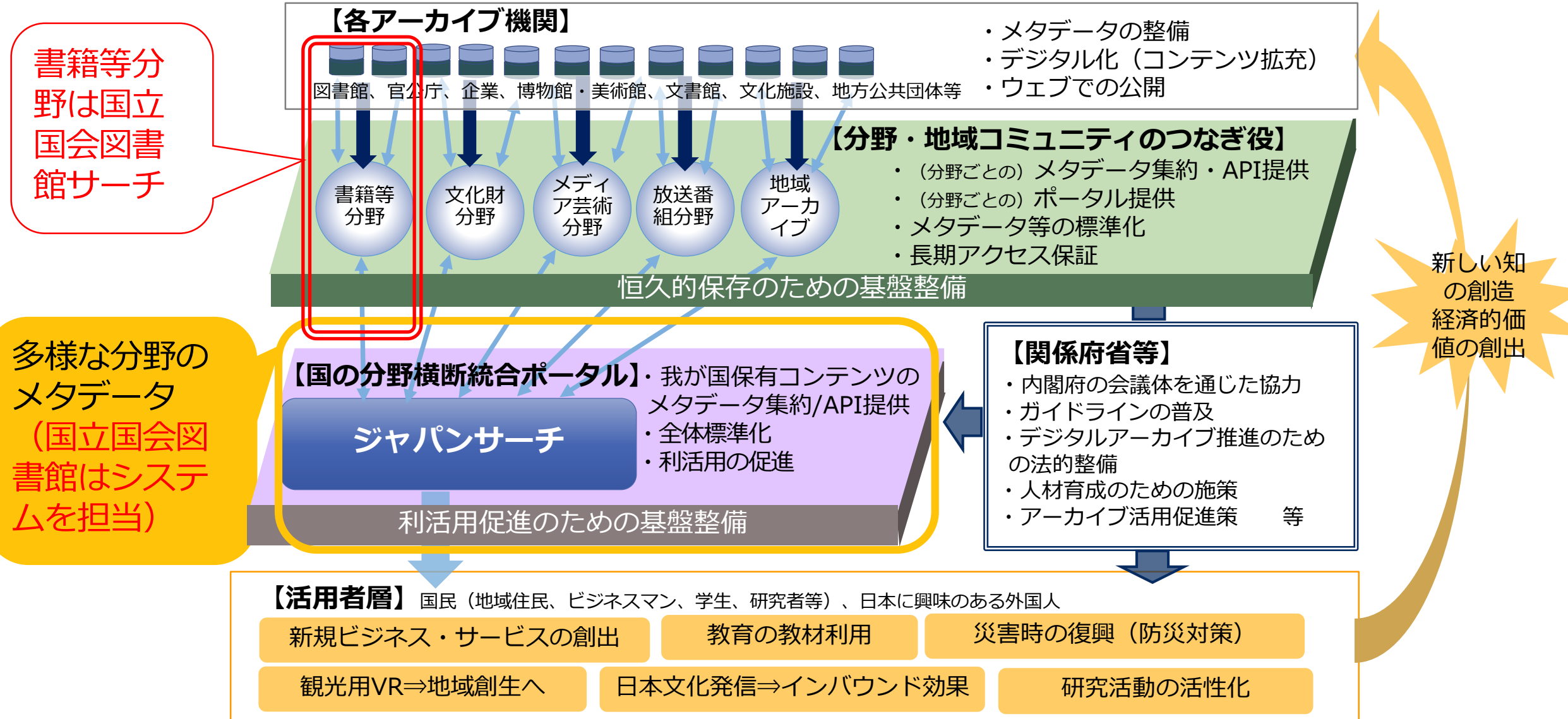
- 分野横断のデジタルアーカイブ連携 (ジャパンサーチ)
⇒ 図書館分野のDA連携は「国立国会図書館 (NDL)サーチ」
- 情報・データのオープンアクセスの推進 (NDL著作物のCC-BY対応等)

【ジャパンサーチの概要】

- 様々な分野のデジタルアーカイブが連携した「国の分野横断型統合ポータル」
- 連携機関 53機関（119データベース）
- メタデータ 約2,215万件
- 実施主体 デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会
- 事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局、システム運用担当：国立国会図書館
- 令和2年8月25日に正式版を公開

【国立国会図書館（NDL）サーチの概要】

- 全国の公共・大学・専門図書館、学術機関等が提供する資料の統合ポータル
- 国立国会図書館は、書籍等分野（図書館領域）のつなぎ役を担う
- 連携機関 117データベース（横断検索を含む）
- メタデータ 約1億3千万件 形式 DC-NDL（書誌情報に適合）
- API連携（検索用、ハーベスト用標準APIに対応）
- 出版情報登録センター（JPRO）とシステム連携（近刊書情報等）



※メタデータとは：コンテンツの内容や所在等について記述したデータ。図書館の書誌データ、博物館・美術館の収蔵の目録データなど。

ジャパンサーチの連携状況

分野	連携機関（つなぎ役）	データベース名
書籍等	国立国会図書館	「国立国会図書館サーチ（NDLサーチ）」から、15件のデータベース
公文書	国立公文書館	「国立公文書館デジタルアーカイブ」
文化財	文化庁	「文化遺産オンライン」から、国指定文化財等データベース
	国立文化財機構	「ColBase 国立博物館所蔵品統合検索システム」「文化財動画ライブラリー」
美術・映画	国立美術館	「国立美術館所蔵作品総合目録検索システム」「アート commons」「映像でみる明治の日本」「日本アニメーション映画クラシックス」「所蔵映画フィルム検索システム」
美術	一般社団法人 全国美術館会議	「愛知県美術館コレクション」「東京富士美術館収蔵品データベース」
	日本写真保存センター	「写真原板データベース」
メディア芸術	映像産業振興機構	「Japan Content Catalog」から、3件のデータベース
舞台芸術	早稲田大学坪内博士記念演劇博物館	「演劇情報総合データベース」から、3件のデータベース
自然史・理工学	国立科学博物館	「サイエンスミュージアムネット（S-Net）」「魚類写真資料データベース」
	南方熊楠顕彰館	「南方熊楠邸資料：蔵書、標本、文書」
	東京農工大学科学博物館	「蚕織錦絵コレクション」
地図	国土地理院	「古地図コレクション」
人文学	人間文化研究機構	「人間文化研究機構統合検索システム nihulNT」から、43件のデータベース
	立命館大学アート・リサーチセンター	「ARC浮世絵ポータルデータベース」「ARC古典籍ポータルデータベース」「ARC番付ポータルデータベース」
	公益財団法人 渋沢栄一記念財団	「デジタル版「実験論語処世談」/渋沢栄一」「渋沢栄一関連会社名・団体名変遷図」
学術資産	東京大学	「東京大学学術資産等アーカイブズポータル」
	京都大学総合博物館	「京都大学研究資源アーカイブ」から3件のデータベース
放送番組	放送番組センター	「放送ライブラリー公開番組データベース（ドラマ）」
	日本放送協会	「動画で見るニッポンみちしる」
公共データ	総務省・内閣官房IT総合戦略室	「データカタログサイト」
地域	新潟大学	「にいがた地域映像アーカイブデータベース」
	県立長野図書館	「信州デジタル commons」から、2件のデータベース
	三重県	「三重の歴史・文化デジタルアーカイブ」から、19件のデータベース
	和歌山県立文書館	「和歌山県歴史資料アーカイブ」

1 国会サービスの充実

(デジタル情報を駆使した高度な立法補佐)

量的・質的に拡充したデジタル情報基盤と利便性を向上させた検索手段を用いて、さらに充実した国会サービスの提供を図ります。

- 国会議員等の調査・情報ニーズや行動様式の変化への対応
- デジタル化資料の拡大、全文検索等の利便性向上

2 インターネット提供資料の拡充 (自宅で使える資料をより多く)

インターネットや身近な図書館で閲覧できるデジタル資料の拡充を図ります。そのための著作権処理や関係者との合意形成を進めます。

- 遠隔利用の拡大 (著作権調査の規模拡大、個別の許諾等)
- 著作権法改正による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」対象範囲の拡大 (個人登録利用者) への対応
- 日本文献・日本語文献の海外利用の促進

館内公開

公開・送信
の条件に
あてはまら
ないもの

入手可能性調査・除外手続き

図書館向けデジタル化資料送信サービス

絶版等で
入手困難
な資料

著作権調査・裁定

インターネット公開

著作権
保護期間満了

著作権者の
許諾

文化庁長官
裁定

図書館向けデジタル送信サービス範囲

NDLがデジタル化した資料を、国内外の図書館等で利用可能に。

対象資料	<ul style="list-style-type: none">絶版等の理由で入手困難な資料NDLが入手可能性調査を行い市場で流通していないことを確認 ※ただし、漫画・絵本・商業出版による雑誌・管理委託著作物等は除外出版者・著作(権)者等の申し出により一定の除外基準に該当するものを送信対象から除外
対象施設	<ul style="list-style-type: none">著作権法31条に規定する「図書館等」 = 公共図書館、大学図書館、国公立博物館・美術館、国公立の研究機関の図書館 公益法人立の図書館（個別指定）、公益法人立の博物館・博物館相当施設 ※司書または司書に相当する職員の配置が必要令和元年度から外国の図書館にも送信開始（平成30年著作権法改正）関係者協議での合意に基づき、NDLによる要件確認・承認が必要
参加館数	約1,260館(令和3年2月24日現在)

- デジタル化資料のうち絶版等資料（入手困難資料）を、国内外の図書館等（約1,200機関）だけでなく、個人（家庭）にも送信可能とする著作権法改正法案が閣議決定（令和3年3月5日）
- 同時に図書館資料複製物の補償金制度を伴う公衆送信規定の改正案も決定

3 読書バリアフリーの推進（だれでも資料が使えるように）

視覚障害等の理由で読書に困難がある利用者向けに、バリアフリー対応の資料の収集・検索・提供サービスと、利用しやすいテキストデータの製作支援を推進します。

- 「障害者サービス実施計画2021－2024」の策定
- 学術文献テキストデータ作成の本格実施及び検討（数式・図の代替等）
- 利便性の高い統合検索・提供用ユーザーインターフェイスの開発
- 共同校正システムによる図書館等のテキストデータの作成支援
- アクセシブルな電子書籍の導入促進
- 外国からのデータ入手、外国へのデータ提供のための環境整備

- 「読書バリアフリー基本法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）」（2019年6月）に基づき、国（文部科学省、厚生労働省）が「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定
- 協議会「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」の設置
- 基本的施策の方向性
 - ① 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）
 - ② インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）
 - ③ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）
 - ④ アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）
 - ⑤ 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）
 - ⑥ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）
 - ⑦ アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）
 - ⑧ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

4 「知りたい」を支援する情報発信 (調べるを、より深く広く)

専門知識を活かして膨大な資料・情報をキュレーションし、効率的な調べ方のガイドや、知識を深めるための資料の紹介等、社会に役立つ情報を発信します。

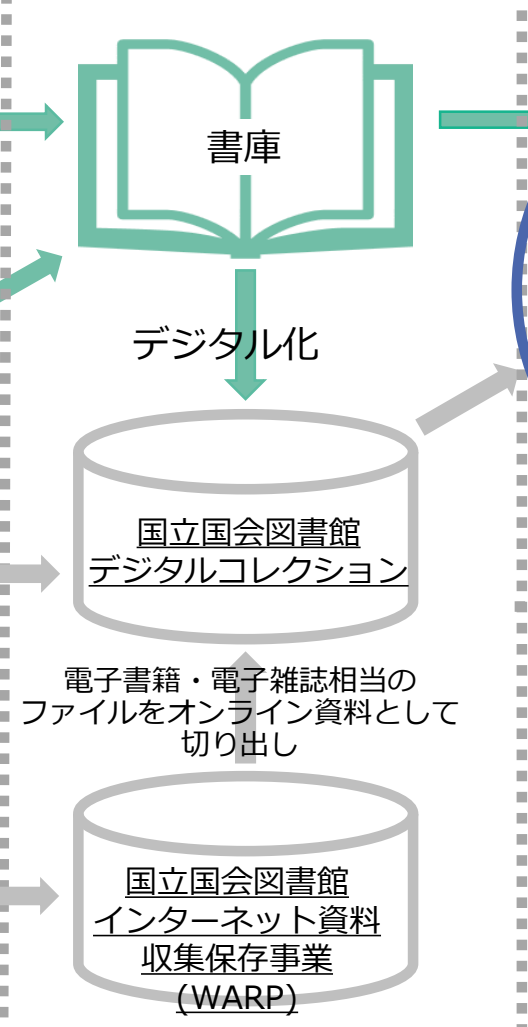
- 付加価値 (書誌情報の充実、電子雑誌の記事索引、典拠の拡大等)
- 主題別コンテンツやプログラムの充実 (研修動画、カレントアウェアネス・ポータル等)
- 電子展示会 情報発信型レファレンスサービス

国立国会図書館からデジタル情報基盤へ

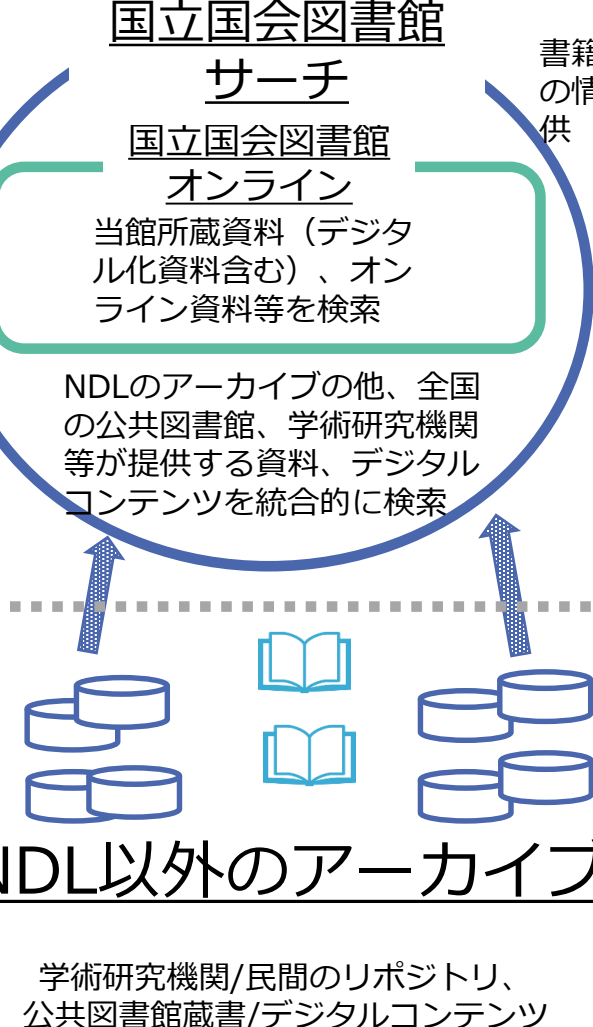
NDLの収集対象

- 国内出版物**
図書、雑誌、新聞、パ系等
※納本制度により収集、購入や寄贈による収集もあり
- 外国出版物**
図書、雑誌等
※主に購入、国際交換等により収集
- オンライン資料**
電子書籍・電子雑誌等
※オンライン資料収集制度により民間発行のオンライン資料を収集、任意提供による収集もあり
- インターネット資料**
ウェブサイト
※インターネット資料収集保存事業により公的機関のウェブサイトを収集、民間のウェブサイトは許諾に基づき収集

NDLのアーカイブ



NDLの所在情報検索



国の分野横断統合ポータル

